

●休暇制度の概要

(26年4月1日現在)

休暇の種類		備考	
有給	年次有給休暇	1年につき最高20日間付与(前年度からの繰越分を含めると最高40日間)	
	病気休暇	勤労意欲があっても負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明などに基づき、その治療に専念させるために原則90日以内を付与(心疾患、脳血管疾患、悪性新生物疾患及び妊娠に起因する疾患は180日以内)	
	主な特別休暇	産前産後	出産予定日の6週間前(多胎の場合は14週間前)から産後8週間を経過する日までの期間を付与
		子の看護	中学校就学前までの子を看護する場合に1年につき5日の範囲内で付与
		忌引	親族の続柄に応じ1～10日間を付与(配偶者10日間、父母7日間など)
		結婚	結婚に際して7日の範囲内で付与
その他	育児時間、ボランティア、ドナー休暇など		
無給	介護休暇	配偶者、子、父母などの介護が必要な職員に対し、6月を限度に付与。ただし、6月を限度に1回のみ更新可能	
	組合休暇	職員組合などの活動に従事する場合に付与	
	育児休業	育児に係る子の出生の日から3年以内の期間を承認	
	部分休業	小学校就学前までの子を養育する場合に、1日につき2時間以内	

●年次有給休暇平均取得日数

25年	24年
11.3日	11.9日

●育児休業取得者数

25年度	24年度
21人	20人

●部分休業取得者数

25年度	24年度
14人	13人

4. 研修、勤務成績の評定

研修と勤務成績の評定方法など

●研修の概要

種別	内容	コース	延べ受講者
自主研修	通信教育講座	12	71人
基本研修	階層別研修	15	361人
特別研修	接遇・人権など	13	329人
派遣研修	外部教育機関など	44	62人
計		84	823人

●職員の勤務成績の評定の状況

区分	内容
評定の回数・時期	毎年2回(5月31日と11月30日)
対象職員	一般職の職員
評定の方法	仕事・能力・態度の評定要素に対する5段階の評価を行っています

※評定結果は、勤勉手当と昇任などに活用しています

6. 分限・懲戒処分

心身の故障や一定の義務違反に対する免職や休職など

●分限処分及び懲戒処分の状況

区分	人数	内容
分限処分	10人	傷病による休職
懲戒処分	0人	

5. 職員の福祉と利益の保護

職員の福利厚生を目的として行われた事業

●職員の定期健康診断等の受診状況

区分	受診者数
定期健康診断	536人
人間ドック	566人

●職員の福利厚生事業に対する助成状況

区分	支出額
職員健康管理助成金	3,534千円

●職員の公務災害の認定状況

区分	件数
公務災害	2件
通勤災害	2件

7. 勤務条件に関する措置の要求と不利益処分に関する不服申し立て

平成25年度の勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立て、職員の苦情の申出及び相談はありませんでした。

詳しい内容は市のホームページに掲載しています

問合せ職員課へ内線3512

2. 職員の任免と職員数

職員の採用・退職や昇任、職員数など

●職員の採用・退職者

(各年4月1日現在)

区分	25年 職員数	25年度中		26年	
		採用数	退職数	採用数	職員数
事務職	531人	0人	39人	23人	515人
技術職	129人	0人	1人	2人	130人
福祉・医療職	157人	0人	4人	1人	154人
教育職	29人	0人	5人	3人	27人
技能労務職	55人	0人	2人	0人	53人
小計	901人	0人	51人	29人	879人
再任用	36人	0人	5人	14人	45人
合計	937人	0人	56人	43人	924人

※25年度中の採用数は4月1日採用数を除く

市では、できる限り市民サービスに影響を及ぼさないように事務を見直し、歳出を減らす努力をしているんだ



●昇任の状況

(26年4月1日付)

昇任者	人数	男	女
部長昇任者	4人	4人	0人
次長昇任者	6人	6人	0人
課長昇任者	14人	14人	0人
主幹昇任者	27人	20人	7人

●部門別職員数と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位:人)

部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由など	
	25年	26年			
普通会計	議会	9	9	0	
	総務	174	170	△4	業務委託に伴う事務量の見直し
	税務	51	51	0	
	民生	210	208	△2	事務量の見直し
	衛生	83	82	△1	事務量の見直し
	労働	3	4	1	事務量の見直し
	農林水産	15	14	△1	事務量の見直し
	商工	10	9	△1	事務量の見直し
	土木	110	106	△4	事務量の見直し
	計	665	653	△12	人口1,000人当たり職員数4.22人(類似団体4.47人)
公営企業等	教育	131	129	△2	事務量の見直し
	小計	796	782	△14	人口1,000人当たり職員数5.06人(類似団体6.15人)
	水道	34	32	△2	業務委託に伴う事務量の見直し
	下水道	25	25	0	
その他	46	43	△3	事務量の見直し	
小計	105	100	△5		
合計	901 (972)	882 (972)	△19 (0)	人口1,000人当たり職員数5.70人	

※短時間再任用職員は含みません。合計欄の()内は、条例定数の合計です。「類似団体」とは、全国の市町村を人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)を基準に、いくつかのグループに分けたものです

●年齢別職員構成の状況

(26年4月1日現在)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	21人	49人	58人	56人	65人	105人	124人	123人	129人	142人	4人	879人

※再任用職員は含みません

3. 職員の勤務時間、その他の勤務条件

標準的な勤務時間や休暇制度など

●勤務時間の概要(標準的なもの)

(26年4月1日現在)

開始時間	休憩時間	終了時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
8時30分	12時～13時	17時15分	7時間45分	38時間45分